

総合事業を実施する事業所の指定およびみなし指定について

平成 28 年 12 月 20 日
島原地域広域市町村圏組合
介護保険課 総務企画係

○指定およびみなし指定について

・「①平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けている事業者（みなし指定事業者）」と「②平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けた事業者」とでは、申請・届出等の手続きが異なります。

①平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けている事業者（みなし指定事業者）

○平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、平成 27 年 4 月 1 日に総合事業の指定を受けたものとみなされています。

○このみなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日までとなっており、総合事業を開始する時点（平成 29 年 4 月 1 日）での指定に関する申請手続き等は不要です。

○ただし、平成 30 年 3 月 31 日以降も事業を継続する場合は、本組合から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

②平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けた事業者

○平成 27 年 4 月 1 日以降に指定された事業者は、①のみなし指定は適用されません。

○よって、平成 29 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護相当サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを提供するためには、本組合の新規指定を受ける必要があります。

※本組合が指定した事業所のサービスは、本組合の被保険者（住所地特例対象者を除く）および本組合の構成市町に住民票のある他保険者の住所地特例対象者にのみ提供することができます。

○指定の申請について

- (1) 新規指定申請受付については未定。
- (2) 新規指定申請、更新申請時の手数料については未定
(参考) 現行の介護予防サービス 新規指定申請 ⇒ 4,000円
更新申請 ⇒ 2,000円
- (3) 指定申請書および変更届出等の様式については、本組合ホームページに掲載予定。

○定款・運営規程について

○各事業所の定款・運営規程についても、総合事業用に変更する必要があります。

(1) 法人の定款

①みなし指定事業者

- ・平成30年3月末までに、定款の変更が必要です。(平成29年4月の総合事業開始時点では変更不要)
- ・総合事業のみの追加に伴う定款の変更にあたっては、本組合への変更届は不要です。

②みなし指定を受けていない事業者

- ・総合事業の指定申請時、定款が変更されている必要があります。
- ・指定申請時に、定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に現在の定款の写し、変更後の定款(案)を添付のうえ、変更完了後、変更後の定款を提出してください。

※①・②ともに、定款の変更にあたっては、事業所において各所管官庁に確認をしてください。

(2) 運営規程

①みなし指定事業者

- ・平成30年3月末までに、運営規程の変更が必要です。(平成29年4月の総合事業開始時点では変更不要)
- ・運営規程を変更した場合、本組合へ変更届を提出する必要があります。
- ・総合事業のみ独立して作成しても、現在の(介護予防)訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

②みなし指定を受けていない事業者

- ・総合事業の指定申請時、運営規程を作成のうえ、提出する必要があります。

- ・総合事業のみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

○契約書・重要事項説明書について

総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」、「重要事項説明書の同意」が必要となります。サービス名および引用する条文を追加する必要があるが、その変更のみをもって変更届の提出は不要。なお、利用者およびその家族へは、説明し同意を得て交付すること。

○契約書・重要事項説明書の変更点

①サービスの種類

介護予防訪問介護⇒仮称：訪問型サービス（現行相当）

介護予防通所介護⇒仮称：通所型サービス（現行相当）

②介護予防ケアプラン

介護予防サービス計画書、介護予防ケアマネジメント計画書の両者、またはどちらかを示す。

③利用料

負担割合証に応じた基本利用料の1割または2割の額となる。

④記録の保存期間

2年間⇒5年間（一部）

- ・従業者勤務体制の記録に関する資料
- ・ケアプランおよびサービス提供記録に関する資料